

分収造林事業のあり方検討に関する検討状況と
 一般社団法人滋賀県造林公社「第4期中期経営改善計画」(素案)について

1 分収造林事業のあり方検討について

(1) 検討経過

令和4年度から実施している航空レーザ計測に基づく森林解析結果で公社林の生育状況が明らかになったことや、令和5年度に受検した包括外部監査で一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)の厳しい経営状況が指摘されたことを踏まえ、令和6年2月県議会において、抜本の見直しを含むあり方検討の着手を表明した。以降、約2年間にわたり、検討を行ってきたところ。

ア 検討内容

検討機関	概要	検討内容
分収造林事業あり方検討会	R6.9 設置 外部有識者8名で構成 計5回開催 R7.10 とりまとめ	分収造林事業のあり方について検討 ＜検討結果概要＞ ・分収造林事業は中長期的に収束 ・公社は解散が望ましい
滋賀県森林審議会	常設の審議会 外部有識者15名で構成 R6.1.17 諮問→計8回審議 R7.12.24 答申受領	公社の果たすべき公益的役割について諮問 ＜答申概要＞ ・公社に今後果たすべき役割はない ・分収造林事業は収束させるべき
特別委員会	令和6年度～令和7年度の2年間で計11回の議論	・公社のあり方について議論 ・あり方に関する方針について議論
その他	関係者との個別協議	・分収造林契約者への意向調査(計2回) ・林業事業者へのヒアリング(計3回) ・市町協議(森林整備協議会、市長会、町村会、首長会議 計5回) ・兵庫県協議(計5回)

イ とりまとめ

- ・「一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針」を策定することで、検討をとりまとめる。

＜概要＞

- ◎ 今後10年以内にソフトランディングさせつつ分収造林事業を収束させ、公社は解散
- ◎ 分収造林事業を通じた森林整備を見直し、公社林と公社林以外の森林が抱える課題の一体的な解決を図り、森林の公益的機能の持続的発揮および琵琶湖保全を実現するため、公的管理のあり方を検討するなど、新たな時代にふさわしい森林政策への転換を目指す

(2) 事業収束に向けた今後の進め方

ア 今後の収束スケジュール（現時点の想定）

事業収束に向けた具体的な手順や実施内容等については、公社が来年度に策定する（仮称）事業収束計画において検討するが、大きくは、以下のとおり事業収束を進めていくことを想定している。

- ◎ 令和8年度から令和12年度までの5年以内に公社の木材生産活動を収束させる
- ◎ 令和8年度から令和17年度までの10年以内に分収造林事業を収束させる

（参考：想定する事業収束スケジュール R8.2.16 琵琶湖・森林・防災対策特別委員会資料から抜粋）

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)	R18(2036)	
事業収束期間	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	
滋賀県	琵琶湖森林づくり基本計画	第2期中間見直し				第3期策定	第3期開始				第3期中間見直し		
	あり方全般・債務整理	あり方に関する方針公表					債権処理				関与条例廃止		
	公社林の公的管理	森林審議会へ諮問と答申	公社林の公的管理開始	契約解除交渉の進捗に合わせて、順次、公社林の公的管理を進める									
		公社林の公的管理に向けた市町協議											
公社	長期経営計画	計画期間					中止						
	中期経営改善計画	第3期	第4期中期経営改善計画										
	事業収束計画		(仮称)第1期事業収束計画					(仮称)第2期事業収束計画					
	全般	第4期中期計画策定	第4期中期計画見直し 第1期事業収束計画策定			第2期事業収束計画策定	私的債務整理手続開始	債務整理完了			法人清算手続	公社解散	
	木材生産の収束		段階的に事業量を縮小					中止					
	分収造林契約の収束	林業事業者との調整	契約者説明会	採算林事業地の契約解除交渉・事業者への引き継ぎ				不採算林事業地の契約解除交渉					
債務の収束		特定調停・中期経営計画に基づく債務弁済					債権弁済に着手						

イ 来年度に予定する手続き

(県)

- ・ あり方に関する方針の実行に向け、関与条例に基づく公社への指導、助言
- ・ 公社林に対する公的管理のあり方検討（森林審議会へ諮問）
- ・ 事業収束による対外的影響緩和策の検討
- ・ 第三セクター等経営健全化方針の策定および総務省への報告

(公社)

- ・ （仮称）事業収束計画の策定および業務執行方針の変更
- ・ 契約者説明会の開催
- ・ 事業地の林業事業者への引き継ぎ方法検討

2 第4期中期経営改善計画について

(1) 中期経営改善計画の概要

- 中期経営改善計画（以下「中期計画」という。）は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例に基づき、公社が策定する、長期経営計画の目標を達成するために策定される5年を1期とする経営の改善に関する計画である。

一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例
(平成21年3月制定 滋賀県条例第29号)

(特別な関与)

第2条 知事は、造林公社に対し、規則で定める経営に関する計画を策定し、その内容を報告するよう求めるものとする。

一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行規則
(平成21年4月制定 滋賀県規則第24号)

(経営に関する計画)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める経営に関する計画は、造林公社の経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画(以下「長期経営計画」という。)ならびに長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画(以下「中期経営改善計画」という。)とする。

(2) あり方に関する方針を踏まえた第4期中期計画策定の考え方

- 分収造林事業は収束(廃止)させる方針ではあるが、木材生産活動をソフトランディングさせるため、令和12年度までの5年間は公社経営および木材生産活動を継続する予定である。そのため、公社が法人経営を行うための基礎事項を定める計画として、中期計画を策定する
- 「一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針」(案)に基づき、将来的な事業収束や契約解除等を見据えた内容とする。

(3) 計画期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

(4) 基本方針

適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献

(5) 主な取組項目

ア 水源林の公益的機能を高度に発揮させる森林整備の推進

(ア) 林道・作業道の整備

事業収束に伴う契約解除交渉を見据え、これまで開設してきた既設路網（林道・作業道総延長約 240km）の現況調査を実施し、事業収束に向けた現状復旧工事等を行う。

（単位：m）

	R8	R9	R10	R11	R12	計
開設	6,300	6,500	4,400	8,400	2,900	28,500
補修	300	300	300	300	300	1,500
現況調査	80,000	80,000	80,000	-	-	240,000

(イ) 伐採後の更新状況のモニタリング調査

将来的に針広混交林化を図るため、これまでに環境林整備を行った箇所のモニタリング調査を行い、成果の検証を行う。

（単位：箇所）

	R8	R9	R10	R11	R12
調査(累積)	1	2	3	4	5

イ 地域の実情に応じた適切かつ効率的な木材生産と有利販売

(ア) 分収造林事業

森林のもつ公益的機能の持続的発揮に配慮するため、定性伐採（抜き伐り）により事業地全体を 10 年間隔で複数回に分けて伐採することを基本とする。

ただし、事業廃止による事業者への影響を勘案し、事業量を段階的に縮小する。

<旧滋賀県造林公社事業地>

- ・ 平成 28 年度から伐採を開始し、採算林の全事業地で 1 回目の伐採を完了
- ・ 第 4 期計画期間中は、1 回目の伐採から 10 年が経過し、資源が回復し伐採可能と判断された事業地において 2 回目伐採を実施

<旧びわ湖造林公社事業地>

- ・ 令和 5 年度から伐採を開始
- ・ 第 4 期計画期間中は、引き続き 1 回目の伐採を実施

	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積(ha)	30	29	32	31	23	145
木材生産量(千m ³)	4.2	4.3	4.5	4.9	3.2	21.1
伐採収益(百万円)	20	24	16	33	11	104
償還財源(百万円)	17	20	13	27	9	86

(参考) 公社における第4期中期計画策定経過

- 令和7年10月7日 : 造林公社中期経営改善計画検討委員会設置

役 職	委員氏名	主な略歴
委員 長	栗山 浩一	京都大学大学院農学研究科教授 造林公社経営評価委員会委員
	小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科教授 造林公社経営評価委員会委員
副委員 長	土井 裕明	弁護士（元日本弁護士連合会副会長） 造林公社経営評価委員会委員 滋賀県分収造林事業あり方検討会委員
	家森 茂樹	滋賀県森林組合連合会代表理事会長 滋賀県森林組合代表理事会長 滋賀県分収造林事業あり方検討会委員

※委員名は五十音順

- 令和7年10月27日 : 第1回会議
・中期計画策定の方向性について検討
- 令和7年12月15日 : 第2回会議
・中期計画（案）について検討
- 令和8年1月27日 : 第3回会議
・検討とりまとめ

<造林公社中期経営改善計画検討委員会とりまとめ結果（抜粋）>

- ◎ 県のあり方検討会で示されたとおり、今後の分収造林事業において収益性を確保することは極めて困難であるとの現実を直視する必要がある。そのうえで、公社の責務を改めて認識し、適切な森林管理を通じて公益的機能を持続的に発揮させ、地域林業・社会の発展に貢献されるよう、計画的に事業を進められたい。
- ◎ 森林の公益的機能が将来にわたり持続的に発揮されることが極めて重要であることから、公社が造成してきた森林について、今後も適切な管理が図られるよう、県と十分連携のうえ対応されたい。

- 令和8年3月下旬 : 造林公社理事会で第4期中期計画を決定